

岡山市週休 2 日工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市が発注する建設工事において、「週休 2 日工事（発注者指定型）」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。ただし、建築工事については「岡山市建築工事における週休 2 日工事实施要領」によるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において「週休 2 日」とは、対象期間に原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。

2 この要領において「週休 2 日工事」とは、週休 2 日を実施する工事をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完成日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間内には、計 2 日の休日と計 6 日の開所日を有する連続した 8 日間の期間を 1 回以上含むものとする。なお、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇、夏期休暇

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）

4 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。

5 「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。

6 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。

7 週休 2 日工事の「通期の週休 2 日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

8 この要領において「月単位（全ての月を対象）の週休 2 日の達成」とは、通期の週休 2 日を達成した工事で、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後 1 週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

（対象工事）

第 3 条 対象工事は、原則、岡山市が発注する港湾工事、漁港工事、営繕工事及び森林土木工事を除く原則全ての工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（1）災害復旧工事等の緊急を要する工事

（2）設計金額が 400 万円以下の工事

（3）単価契約工事

（4）その他週休 2 日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、現場説明書及び特記仕様書に「週休 2 日工事

（発注者指定型）」の対象工事である旨を明記し、「岡山市週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書」を添付するものとする。

（実施方法）

第４条 実施に当たっては、別に定める「岡山市週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

（積算方法）

第５条 月単位のものは、発注時に月単位の週休２日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとし、月単位の週休２日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

２ 前１項の補正係数は「岡山市週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書」に定める。

（工事成績評定）

第６条 発注者は、対象期間において月単位の週休２日の達成をした場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、月単位の週休２日の達成をすることができなかった場合においても減点は行わない。

（履行証明書）

第７条 発注者は、受注者が対象期間において週休２日を確保した上で、完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休２日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第８条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成３１年５月１日から施行する。

（適用）

この要領は、施行日以降に入札公告を行う工事から適用する。

（施行期日）

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

（適用）

この要領は、令和２年４月１日単価以降を採用する工事から適用する。

（関係要領の廃止）

岡山市週休２日工事試行要領（平成３１年５月１日施行）は、廃止する。

（施行期日）

この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

（適用）

この要領は、令和２年１０月１日単価以降を採用する工事から適用する。

（関係要領の廃止）

岡山市週休２日工事試行要領（令和２年４月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和３年４月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和２年１０月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和４年１２月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和４年１２月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和３年４月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和５年４月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和５年４月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和６年４月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和６年４月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和６年７月１日単価以降を採用する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和６年７月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和７年４月１日以降公告する工事から適用する。

(関係要領の廃止)

岡山市週休２日工事試行要領（令和７年４月１日施行）は、廃止する。

(施行期日)

この要領は、令和７年８月１日から施行する。

(適用)

この要領は、令和７年８月１日単価以降を採用する工事から適用する。